

本宮市産業復興推進協議会設置要綱

平成25年10月16日
告示第306号

(趣旨)

第1条 この告示は、本宮市が東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第13条第11項の規定に基づき、本宮市産業復興推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第2条第3項第3号に規定する復興推進事業（以下「復興特区支援貸付事業」という。）に関する復興推進計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 新たな規制の特例等（金融に関する事項に限る。）の提案に関すること。
- (3) 復興特区支援貸付事業を内容とする復興推進計画に位置付けられた事業実施に際しての関係機関間の調整に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる団体等の職員をもって構成する。

- (1) 本宮市
 - (2) 本宮市商工会
 - (3) 福島県
 - (4) 復興特区支援貸付事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
 - (5) 復興特区支援貸付事業の実施に関し密接な関係を有する者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 本宮市は、法第13条第5項各号に掲げる者であって、協議会の構成員でない者から自己を協議会の構成員として加えるよう申し出があった場合は、正当な理由がある場合を除き、構成員として加えるものとする。

(会長)

第4条 協議会に、会長を置き、会長は本宮市産業部商工観光課長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者が職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、構成員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要に応じ、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(協議結果の尊重)

第6条 協議会の会議において協議が調った事項については、構成員は、その結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第7条 協議会の事務は、産業部商工観光課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。